

公益社団法人 八雲地方法人会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人八雲地方法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、北海道二海郡八雲町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税知識の普及と納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 税知識の普及を目的とする事業
 - 二 納税意識の高揚を目的とする事業
 - 三 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - 四 地域企業の健全な発展に資する事業
 - 五 地域社会への貢献を目的とする事業
 - 六 会員の交流に資するための事業
 - 七 会員の福利厚生等に資する事業
 - 八 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、北海道内において八雲税務署管内を中心として行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- 一 正会員 八雲税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。
 - 二 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申し込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
 - 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 二 総正会員が同意したとき
- 三 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額

- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催及び招集）

- 第13条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - 一 理事会が必要と認めたとき
 - 二 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - 3 総会は、開催の日から1週間前までに、総会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面を発して会長がこれを招集する。

（議長）

- 第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から総会において選出する。

（議決権）

- 第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 2 正会員は、前項の議決権を行使するため総会に各1名の代表者を出席させる。
 - 3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。

（決議）

- 第16条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人1名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第18条 本会に、次の役員を置く。
- 一 理事 12名以上20名以内
 - 二 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、1名以内を専務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第19条 理事及び監事は、会員及び会員企業の役職員の中から総会の決議により選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 理事及び監事1名については、第1項の規定にかかわらず、総会の決議によって会員以外の者から選任することができる。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただしその請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については、総会が別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

- 第25条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員損害賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第26条 本会に、任意の機関として顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 3 顧問は、理事会から諮問された事項について意見を述べるることができる。

- 4 相談役は、会長の相談に応じる。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 顧問は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(開催)

第29条 理事会は毎年2回以上開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき
 - 二 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - 四 第21条第4号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号及び第4号後段による場合を除く。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たすときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会等

(委員会)

第35条 本会に、任意の機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事3名以上10名以内で構成する。
- 3 委員は、理事会の決議に基づき会長がこれを任免する。
- 4 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 事業活動の方針・計画を審議し、理事会に提案すること。
 - 二 組織の強化・充実の諸施策等を審議し、理事会に提案すること。
- 5 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部 会)

第36条 本会に、任意の機関として、部会を置くことができる。

- 一 青年部会
- 二 女性部会
- 2 第1項の部会は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 研修会、親睦交流等を通じて部会員の資質の向上を図るとともに、会の充実と活性化に寄与する。
 - 二 税知識の高揚を目的として、租税教育活動を行う。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支 部)

第37条 本会に任意の機関として、原則として町区域毎に支部を置くことができる。

- 2 前項の支部は、当該町に所在する会員をもって構成する。

- 3 第1項の支部は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 研修会、親睦交流等を通じて支部会員の資質の向上を図るとともに、支部の充実と活性化に寄与する。
 - 二 税知識の普及、納税意識の高揚及び地域社会への貢献を目的とする事業を行う。
- 4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告書
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残高を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」とする。）第11条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(合併等)

第43条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が解散等により精算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、北海道で発行される北海道新聞（道南版）に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。

- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

- 第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、服部 雅彦 とする。
- 3 本会の最初の副会長は、次のとおりとする。
副会長 佐々木 秀雄 畑中 正次 岡本 優
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(実施の時期)

- 1 この定款の一部改正（第6条並びに第16条）は、総会で定款変更が決議された日（令和元年5月15日）から実施する。